

遊漁船業者総合保険

遊漁船業者の皆様へ

特色 1. 都道府県知事へ登録するために必要な保険です。

遊漁船業者総合保険は、昭和63年12月に交付された「遊漁船業の適正化に関する法律」で規定される「損害賠償の実施の確保」に適応した遊漁船業者専用の保険です。(平成15年4月に「遊漁船業の適正化に関する法律」が改正され遊漁船業を営む為には、都道府県知事への登録が必要となりました。登録を受ける為には遊漁船業者総合保険に加入する必要があります(乗客の運送中の賠償危険：1名あたり最低3,000万円、磯・護岸等の瀬渡し業務の賠償危険：1名あたり最低3,000万円))。

- 「遊漁船の適正化に関する法律」では、船舶により利用者を漁場に案内し、釣りその他の方法で魚などを採捕させる事業を「遊漁船業」としています。磯渡し、岸へき渡し、船舶による潮干狩りの案内も遊漁船業に含まれます(ホエールウォッチングやダイビングの案内のみで、釣りなどを行わない場合は遊漁船業に該当しません。)

特色 2. 幅広い補償内容です。

遊漁船業者の負担する法律上の損害賠償責任をはじめ、捜索救助費用、見舞金を保険金としてお支払いします。またご希望により、船を利用される方が負担する損害賠償責任、ケガに対して保険金をお支払いする契約も可能です。

● 保険を契約する際に ●

- 瀬渡し業務(磯、波止、護岸、突堤等の釣り場に案内する業務)の有無について告知していただきます。
- 引受けの対象となる遊漁船の明細の確認：名称、定員数、馬力(動力船の場合)、艇長(無動力船の場合)、船舶検査済票の番号または船舶番号(「船舶検査証」の写しを提出していただきます。)

● お支払いする保険金の種類と内容 ●

対象補償	お支払いする保険金	保険金をお支払いする主な場合	お支払いできない主な場合		
遊漁船業者	I 賠償責任保険金 ※ご希望によりご契約いただけます。	(1)利用者の運送中の身体障害賠償責任 遊漁船による乗客の運送中に発生したその乗客の身体障害について遊漁船業者が負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合	○遊漁船または遊漁船に乗下船するための連絡用の船以外の運送用具によって遊漁船利用者を送っている間の事故によって生じた損害 ○遊漁船業者、被保険者、船長または乗組員の故意によって生じた損害 ○襲撃、捕獲、だ捕または抑留によって生じた損害 ○地震、噴火または津波によって生じた損害 ○戦争、暴動等および核燃料物質による事故によって生じた損害	○屋根、扉、窓、通風筒、出入口等から入る海水、水、雨または雪等による財物の損壊によって生じた損害 ○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任によって生じた損害 ○遊漁船業遂行のための施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任によって生じた損害	
		(2)その他の賠償責任 ※ご希望によりご契約いただけます。	・遊漁船利用者に対する財物損壊賠償責任が発生した場合 ・遊漁船の航行に起因する損害賠償責任が発生した場合 ・事務所、待合所、桟橋等の施設に係る損害賠償責任が発生した場合 ・磯、波止等の釣り場の施設に係る損害賠償責任が発生した場合 ・岩場への置き去り等の業務遂行に係る損害賠償責任が発生した場合	○遊漁船利用者の故意または重大な過失によって生じた損害 ○遊漁船利用者の故意によって生じた損害 ○遊漁船利用者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ○遊漁船利用者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害	
	II 捜索救助費用等保険金 ※ご希望によりご契約いただけます。	遊漁船利用者が遭難したことによって遊漁船業者が捜索救助費用、交通費、宿泊費、移送費用等を負担した場合	○保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ○遊漁船利用者の故意によって生じた損害 ○遊漁船利用者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ○遊漁船利用者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害	○遊漁船利用者の故意または重大な過失による法令違反によって生じた損害 ○地震、噴火または津波によって生じた損害 ○戦争、暴動等および核燃料物質による事故	
	III 傷害見舞費用保険金 ※ご希望によりご契約いただけます。	遊漁船利用者が急激かつ偶然な外来の事故により死亡または身体に傷害を被った場合に、遊漁船業者が賠償金としてではなく償習として支払う見舞金を支払った場合(障害の程度に応じてお支払いします)	○II「捜索救助費用等保険金」のお支払いできない主な場合と同じ		
遊漁船利用者 ※ご希望によりご契約いただけます。	IV 賠償責任保険金	遊漁船利用者が、遊漁参加中に偶然な事故により他人の身体の障害または財物を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負担した場合	○被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任によって生じた損害 ○他人の釣糸、釣針、うき、おもり等通常釣竿の先端より先に装着される漁具に与えた損害に対する損害賠償責任によって生じた損害	○他人の漁獲物に与えた損害に対する損害賠償責任によって生じた損害 ○地震、噴火または津波によって生じた損害 ○戦争、暴動等および核燃料物質による事故によって生じた損害	
	V 傷害保険金	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	○保険契約者や被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によって生じた損害 ○被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって生じた損害	○地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によって生じた損害 ○核燃料物質の有害な特性などによるケガによって生じた損害 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
		後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	○妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガによって生じた損害	
		入院保険金	平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内の入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	○無資格運転、酒酔運転による事故によって生じた損害 ○被保険者の故意または重大な過失により法令上禁止されている区域内または期間中に禁漁の対象となっている魚類等の採捕を行っている間に生じた事故によって生じた損害	
通院保険金	平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障を生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内の通院(往診を含みます。)の日数に対して、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。				

● 損害保険金に付随して支払われる主な費用保険金 ●

損害保険金に付随して支払われる費用保険金	支払事由の概要
普通保険約款に基づく費用保険金 損害防止・権利保全費用保険金	保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受け得る場合はその賠償請求権の保全または行使のため、もしくはその他損害の発生または拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益な費用をお支払いします。
緊急措置費用保険金	保険契約者または被保険者がその事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められた手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合でも、あらかじめ弊社の書面による同意を得た費用をお支払いします。ただし、応急手当、護送、その他緊急措置に支出した費用は弊社への同意を必要としません。
争訟費用保険金	被保険者と被害者との間の賠償責任に関する訴訟になった場合の訴訟費用(裁判上の和解、調停等の費用も含まれます。)や弁護士報酬等の費用であらかじめ弊社へ書面による同意を得た費用をお支払いします。
協力費用保険金	弊社が必要と認めて被害者と直接、折衝を行う場合にそれに協力するため被保険者が直接支出した費用をお支払いします。

● ご契約の際にご注意いただきたいこと ●

- 被保険者について
被保険者とは「保険の補償を受けられる方」のことをいいます。
- 満期返れい金について
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 解約返れい金について
ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約の条件によっては、弊社の定めるところにより未経過期間に相当する保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。保険料が返れいされる場合であっても、解約返れい金は原則として未経過期間に対する日割相当額よりも少なくなります。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- 申込書の記載内容を再度ご確認ください。
ご契約者または被保険者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)があります。申込書の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(弊社代理店には告知受領権があります。)

● ご契約後にご注意いただきたいこと ●

- 保険証券に記載された事項に変更が生じる場合には、事前に取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがありますのでご注意ください。
- 保険料を分割してお支払いいただく場合には、第2回目以降の分割保険料については、払込期日をお守りください。払込期日の翌月末まで払い込みの猶予がありますが、この猶予期間を過ぎても分割保険料の払い込みがない場合等には、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 賠償責任保険において、被保険者(加害者)に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険料請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します。詳しくは、「重要事項説明書」をご覧ください。

● 万が一事故にあわれたら ●

- すぐ取扱代理店または弊社事故受付センター窓口(下記参照)までご連絡ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万が一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようにご相談に応じさせていただきます。
- 賠償責任保険金において、重複する他の保険契約等がある場合で、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた場合は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。

このパンフレットは遊漁船業者総合保険の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター	
受付時間：平日の午前9：00～午後5：00 (土日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます。)	
お問い合わせ・ご相談	☎ 098-867-1063 (お客さま相談センター)
ご不満・ご意見・ご要望	☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター	
受付時間：平日(午前9：00～午後6：00)	
☎ 098-869-3119	
受付時間：平日夜間(午後6：00～翌朝9：00) および土日・祝日	
☎ 0120-091-161 (通話料無料)	

弊社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

ナビダイヤル ☎ 0570-022808

受付時間：午前9：15～午後5：00 ただし、土日・祝日を除きます。

— 郷土の損害保険会社 —

 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは